



事務連絡
令和4年1月27日

代表者各位

栃木労働局労働基準部
健康安全課長

石綿事前調査結果報告システムのユーザーテスト
の実施に係る周知等への協力依頼について

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法による建築物等の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日から、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長及び都道府県知事等に報告しなければならないとされているところです。

このたび、報告対象となる工事を実施する事業者の方に、同報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）について操作に慣れていただくことを目的として、同報告制度の施行に先立ち、下記のとおりユーザーテストを実施いたします。

つきましては、この機会にシステムの利用に向けた準備を行っていただきたく、傘下会員事業者等の関係者に対する周知に御協力をお願いいたします。

また、同報告制度やシステムのユーザーテストについては、別添リーフレットを活用すること等により、貴団体のホームページに掲載しての周知に併せて御協力をお願いいたします。

記

1 ユーザーテストの実施

システムの利用者である事業者に、システム操作に慣れていただく機会として、以下の通りユーザーテストを実施します。

・ユーザーテスト期間

令和4年1月18日～2月18日（予定）

・ユーザーテストの対象者

システムを利用予定のすべての事業者の方

・システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



(ユーザーテストの開始までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます)

2 留意事項等

(1) ユーザーテスト実施前の準備

ユーザーテスト実施には、GビズIDが必要です。GビズIDの発行はユーザーテスト期間外でも可能ですので、事前に準備いただくことをお勧めします。

なお、GビズIDには、プライム、エントリーの2種類があり、実施できる機能が一部異なりますが、システムはどちらのIDでも使用できます。GビズIDプライムの取得には時間を要しますので御注意ください。

(2) ユーザーテスト期間中に実施可能な事項

ユーザーテストにおいても本運用時と同等の機能が使用できます。

(3) ユーザーテスト期間中の問い合わせ

システムの操作上の不明点は、まずシステムの操作マニュアルやFAQにより確認を行ってください。

不明な点が解決しない場合には、システムのお問い合わせフォーム問い合わせをお願いします。

なお、ユーザーテスト期間中の問い合わせへの回答は、操作マニュアルの修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知置きください。

(4) 報告データの取扱い

ユーザーテスト期間中に入力した報告データはユーザーテスト終了時に削除します。法令に基づく報告は、本運用開始後に改めて入力をお願いします。

なお、GビズIDの設定は、本運用に引き継がれます。

(5) その他

ユーザーテストに関する周知においては「【別添】事業者向け石綿システムの概要チラシ」をご活用ください。

また、操作マニュアル等システムに関する情報は、下記のページに順次掲載予定です。

石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

環境省WEBサイト

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者

石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方

費用

無料

※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。

テスト期間

2022年1月18日(火曜日)から2月18日(金曜日)まで

※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。

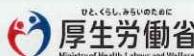
URL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



操作マニュアル

石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省 Webサイト http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは?

A GビズIDを事前に取得いただく必要があります

ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGビズIDが必要となります。今回取得したGビズIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。

Q どの機能が使えるの?

A すべての機能が使えます

ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことができます。

Q 実際のデータを使うの?

A 申請データは架空のものでも構いません

実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。

Q データはどうなるの?

A 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります

ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか?

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金)

2月下旬～

▼3月中(日時未定)

準備期間

ユーザーテスト

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、GビズIDを取得されることをおすすめします(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前調査結果報告システムを利用してテストを行うことができます

(※メンテナンス等で利用不可となる場合があります)

本運用に向けた準備のため、ユーザーテスト終了後、いったんシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります

建築物等の解体・改修工事の

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

- Point 1 2022年春から制度が変わります
- Point 2 報告はパソコン・スマートフォンで
- Point 3 事前の準備が必要です
- 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>
- 

システムでできること(一例)

- | | | |
|-------|------------|---|
| 新規申請 | 電子申請をおこなう | パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、 <u>労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作</u> で行うことができます。 |
| 下書き保存 | テンプレートをつくる | 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方（元請）事業者、請負事業者）をコピーして、新規申請の作成ができます。 |
| 一括申請 | まとめて申請する | 「プライムアカウント（GビズID）」を取得していただくと、Excelを用いて <u>複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能</u> です。 |
| 資料作成 | 申請情報の活用 | システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。 |

事前に準備いただきたいこと

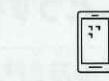
パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン



スマートフォン
(タブレット)

OS

Windows / Linux
iOS(iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari
Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

[gBizID https://gbiz-id.go.jp/](https://gbiz-id.go.jp/)



石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

大気汚染防止法に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

環境省
Ministry of the Environment

2021年11月

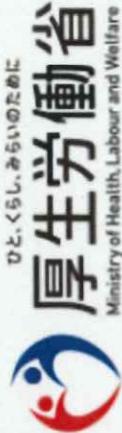
石綿事前調査結果報告システム ユーザーテストについてのご案内

令和3年11月

石綿事前調査結果報告システムURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(※ユーザーテスト開始までは、システムに関するページ（石綿総合情報ポータルサイト：厚生労働省委託事業により運営）に自動転送されます)



目次

1. ユーザーテストについて	2
2. ユーザーテストの実施時期について	3
3. ユーザーテストの実施対象について	4
4. ユーザーテストの内容について	5
4-1 事前調査結果の申請など	6
4-2 ユーザーアカウントの管理	6
5. ユーザーテスト中の問合せ	7

1. ユーザーテストについて

令和4年4月の石綿事前調査結果報告制度の施行に向け、事業者のみなさまにシステムの操作について確認していただく機会として、ユーザーテストを実施します。

石綿事前調査結果報告システムについて
改正石綿障害予防規則・大気汚染防止法の施行に対応するため、厚生労働省・環境省が共同して電子報告システムの構築を行ってきました。

令和4年4月
事前調査結果報告制度施行
(石綿則・大気汚染防止法)

事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、令和4年4月1日より一定の解体・改修工事について、石綿含有の有無に
関わらず、元請業者等が事前調査結果を労働基準監督署及び都道府県等へ報告することを義務づけ

石綿事前調査結果報告
システムの開発

事業者、及び行政職員の利用性と運用性を考慮し、それぞれの負担を軽減させつつ、確実な報告が可能な電子申請システム
として、厚生労働省・環境省が連携して石綿事前調査結果報告システムを開発し、令和4年3月中に本運用開始予定

ユーザーテストについて

システムの利用者のみなさまを対象としたユーザーテストを実施します。本資料には、ユーザーテストの実施概要を記載しています。

いつ
実施するのか

令和4年(2022)年1月18日
から2月18日まで1か月間を
予定しています。

だれが
参加するのか

みなさまにシステムの利用に慣
れていたくため、石綿事前調
査結果報告システムを利用予
定のすべての方がユーザーテス
トの参加対象です。

なにを
実施するのか

事前調査結果の申請操作など
システム操作に「慣れていただく
ため」、実際のシステムを利用
したテストを実施いただけます。
また、本運用に向けた一部の設
定作業も行なっています。

P3

P4

P5

2. ユーザーテストの実施時期について

ユーザーテストは1月18日～2月18日の実施を予定しております。

令和4年(2022年)1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和4年(2022年)2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

利用可能時間について

本運用時と同様、土・日・祝日を含む24時間運用を予定していますが、メンテナンス等により一時的に運用を中止する場合があります。

ユーザーテスト終了後のスケジュールについて

ユーザーテストで登録されたデータの消去等、本運用に向けた準備作業を行うため、システムの利用を一旦停止します。本運用の開始スケジュールについては別途お知らせします。

3. ユーザーテストの実施対象者について

ユーザーテストに参加制限は設けず、本運用でシステムの利用対象となる全ての利用者が参加可能です。

ユーザーテストの参加者について

石綿事前調査結果報告システムを利用する全ての方がユーザーテストの参加対象です。また、参加人数の制限などは設けません。



利用するユーザー アカウントについて

ユーザー アカウント(本システムを利用するためにID・パスワード)は、本運用時に使用するものと同じものを利用します。



事業者

- 事業者は各自でアカウントの発行申請を行い、GビズIDを取得する
[GビズID] <https://qbiz-id.go.jp/top/>
- GビズIDエントリーは即時取得可能
- GビズIDプリムは作成にあたり書類提出及び審査を実施。確実にユ
ーザーテストに参加するためにには早期の取得を推奨

4. ユーザーテストの内容について

ユーザーテストは3月中旬からの本運用にあわせ、一連の操作を本運用と同じ形で実施します。ユーザーテストで入力した申請データはユーザーテスト終了時に削除されます。

ユーザーテストの実施内容について

ユーザーテストでは、石綿事前調査結果報告システムの操作方法について、実際の運用時と同様に一連の操作を通してテストしていただくことで、利用者のみなさまに習熟を図っていただきます。なお、アカウント情報については、本運用時に使用する情報の設定を行つていただくことが可能です。



使用するデータについて

ユーザーテストは本運用と同じ環境を利用して実施しますが、申請したデータはテスト終了後にすべて削除されますのでご注意ください。なお、アカウント情報については、ユーザーテストで利用した情報をそのまま本運用で使用できますのでパスワード等の設定情報を忘れないようにお願いします。



テスト終了後は テストデータをすべて消去します

テスト終了後は **そのまま本運用で利用します**

4-1. 事前調査結果の申請など

事前調査結果の新規申請

※ユーザー テスト終了後情報(は削除)



- 事業者の方には、実際に行った事前調査結果（または架空の事前調査結果）をもとに、新規申請操作をはじめとしたシステムの全ての機能をご使用いただけます。**実際の事前調査結果をもとに入力する場合は、個人情報を加工して入力することをお勧めします**（このデータは、労働基準監督署・自治体等で参考可能な情報となります）。
- ユーザーテスト終了後、申請情報は削除されます（アカウント情報はGビズで管理されていますので、本運用開始後も引き続き利用できます）。**実際に行った事前調査結果情報をユーザー テスト期間中に申請いただいたとしても、本運用開始後（令和4年3月中予定）に、改めて申請を頂く必要がありますので、御了承ください。**

4-2. ユーザーアカウントの管理

アカウント管理

※本運用へ引き継ぐ

- 申請情報以外のアカウント情報については、申請情報と異なり本運用にアカウント情報をそのまま引き継ぎます。ユーザー テスト時に設定した以下の情報は本運用に引き継がれることとなります。
- GビズID メンバー登録／グループ登録／メンバー登録（※GビズID プライムを取得された事業者の方のみの機能）

各機能の詳しい説明については、石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）/環境省ウェブサイト等に掲載される「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル-詳細機能編-」をご確認ください。
また、マニュアルは今後更新されることもありますので、都度ご確認ください。

5. ユーザーテスト中の問合せ ユーザーテストの実施中に不明点や不具合が発生した場合の問合せ方法

ヘルプデスクへの問い合わせについて

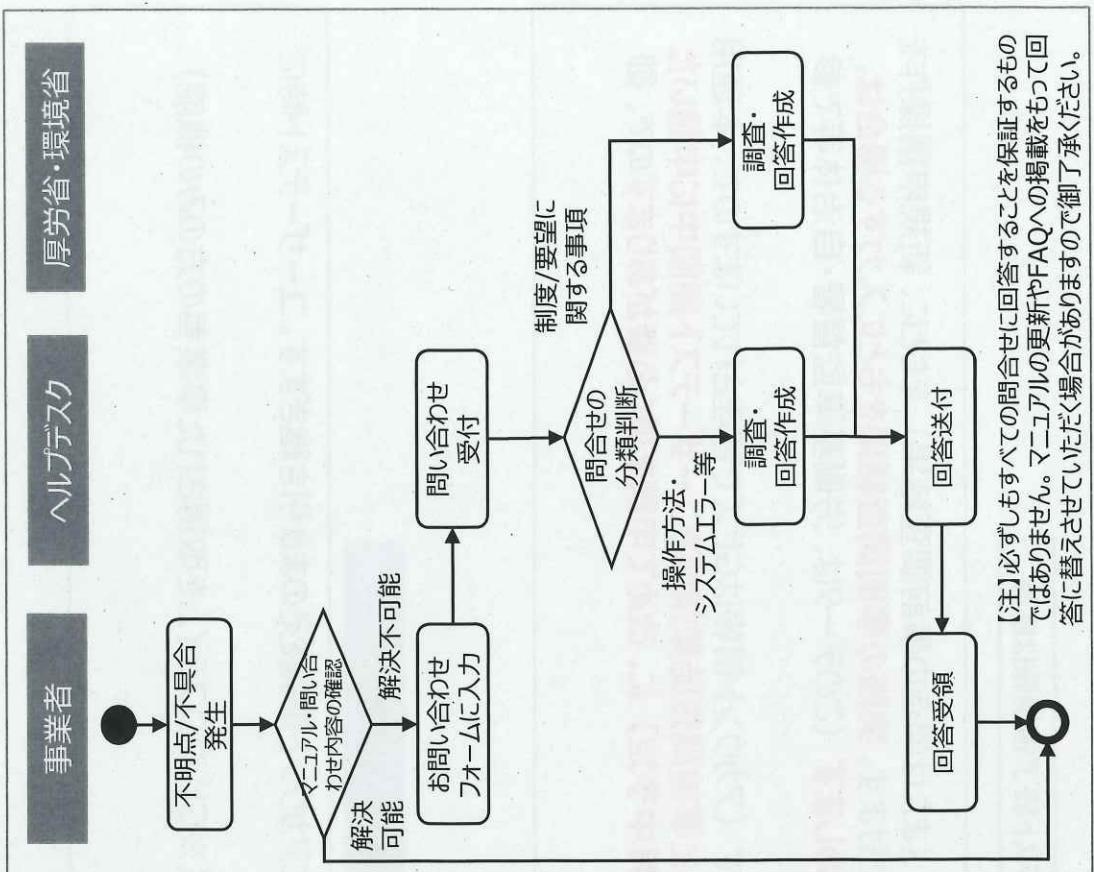
ユーザーテストの実施中に、操作上の不明点やシステムの不具合が考えられる事象が発生した場合は、まずは（はじめに）マニュアルの確認をお願いします。

また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を掲載しますので、こちらもあわせてご確認をお願いします。

マニュアルやお知らせ一覧に記載がなかったり、記載どおりの操作を行っても期待する結果が得られない場合は、システム内に設けられているお問い合わせフォームからヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

電話での問い合わせについて

ユーザーテスト実施中は、限られた人員で問い合わせ対応を行っているため、問合せ（は基本的に）お問い合わせフォームでお願いします。



【注】必ずしもすべての問合せに回答することを保証するものではありません。マニュアルの更新やFAQへの掲載をもつて回答に替えさせていただく場合がありますので御了承ください。

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスペスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスペスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

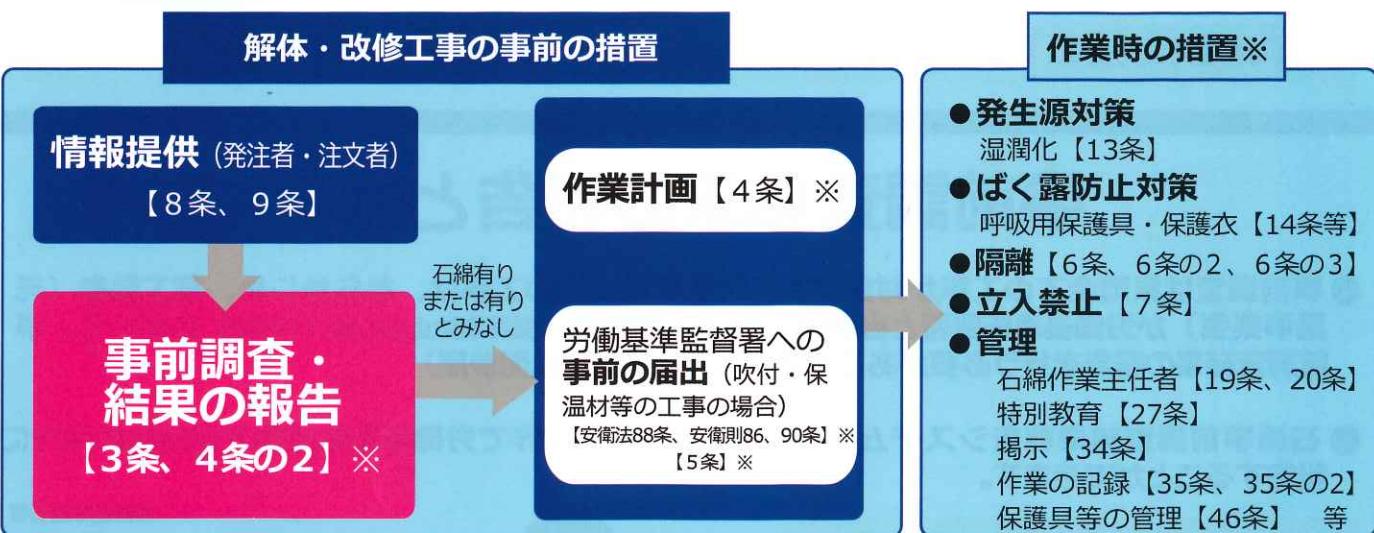
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上蓋、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施(石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

